

函館市都市公園(西部地区)の概要

担当部局	土木部公園河川管理課(電話:0138-21-3431)
所在地	函館市函館山千畳敷1ほか
目的	市民等のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
事業概要	公園の管理運営
開館時間等	<p>供用期間: 通年 開園時間: 午前0時から午後12時まで (管理事務所は、午前8時45分から午後5時30分まで) 休園日: なし (管理事務所は、年末年始(12月29日～1月3日まで)は閉鎖)</p>
施設概要	<p>函館山緑地、函館公園、大森公園、元町公園、梁川公園、住吉公園、千歳公園、高盛公園、港公園、的場公園、弥生第1号公園、弥生第2号公園、船見公園、弥生幼児公園、宝来幼児公園、松川幼児公園、若松幼児公園、海岸児童公園、八幡公園、時任幼児公園、弁天幼児公園、柏木児童公園、乃木児童公園、入舟児童公園、亀田本町児童公園、松陰児童公園、亀田港児童公園、新川公園、大川公園、万年橋公園、港幼児公園、旭児童公園、亀田港第2号児童公園、松川第2号幼児公園、田家幼児公園、八幡幼児公園、本町児童公園、中島幼児公園、港第2号幼児公園、港第1幼児公園、万代公園、亀田港第1街区公園、亀田港第2街区公園、亀田港第3街区公園、北浜第1街区公園、港第1街区公園、乃木第1街区公園、追分第1街区公園、港第2街区公園、港第3街区公園、港第4街区公園、亀田第1街区公園、港第6街区公園、亀田本町第2号街区公園、吉川第1街区公園、港第5街区公園、亀田港第4街区公園、港第7街区公園、港第8街区公園、亀田港第5街区公園、亀田港第6街区公園、追分第2街区公園、柏木第1街区公園、追分第3街区公園、港第9街区公園、追分第4街区公園、高盛第1街区公園、大川第1街区公園、万代第1街区公園、亀田第2街区公園、日乃出第1街区公園、乃木第2街区公園、亀田港第7街区公園、大縄緑地、亀田港緑地、若松緑地、五稜郭緑地 全77公園(一括管理)</p>

<p>指定管理者 が行う業務 内容</p>	<p>1. 施設の維持管理に関する業務 ①草地, 樹木, 樹林地, 花壇等に関する業務など ②巡視・点検, 施設の維持・修繕・保全に関する業務など ③清掃, ゴミ収集および処理に関する業務など ④夜間警備, 施設の開閉に関する業務など ⑤グラウンドに関する業務など ⑥除雪, 有害駆除に関する業務など 2. 施設の管理運営に関する業務 ①公園の利用促進や有効利用に関する業務など ②行為および使用(有料, 無料)の予約・申請・許可業務, 使用料の徴収に関する業務など ③団体利用, 遠足等の受付, 利用調整に関する業務など ④施設案内, 利用方法の説明・周知・指導業務, 利用状況の把握に関する業務など ⑤利用の禁止・制限の説明, 周知, 指導に関する業務など ⑥駐車場の対応, 放置車両の監視・対応に関する業務など ⑦行催事の対応, 市民ボランティア・団体等の対応に関する業務など ⑧広報・宣伝・広聴に関する業務など ⑨事故発生時の対応, 災害発生時の対応に関する業務など ⑩苦情・要望の対応に関する業務など ⑪占用物件の設置・撤去等の対応に関する業務など ⑫公園施設の破損・損壊等の対応に関する業務など 3. 市または指定管理者が必要と認める業務 ①利用者に対する傷害および賠償保険への加入など ②市に提出する書類の作成, 市との連絡調整など ③災害発生時の避難所・避難地等の対応など ④冬期の雪捨て場等の対応など ⑤その他必要な業務</p>
<p>施設管理 運営経費</p>	<p>市から指定管理者へ指定管理委託料として支払います。</p>
<p>条例</p>	<p>函館市都市公園条例</p>
<p>現指定管理者</p>	<p>函館市公園管理コンソーシアム</p>